

# 平成30年度介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象） の実施のための研修 実施要領

## 1 目的

介護職員等によるたんの吸引等が制度化され、平成24年4月1日から、喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引をいう。）及び経管栄養（胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養をいう。）の実施のために必要な知識、技術を修得した介護職員等については、一定の要件の下に、喀痰吸引及び経管栄養を実施することができることとされています。

この制度に基づき、在宅において喀痰吸引又は経管栄養を必要とする方に、介護職員等がその行為を行えるよう、（公社）岡山県看護協会の協力を得て、介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）の実施のための研修を実施します。

## 2 実施主体 岡山県（保健福祉部障害福祉課）

## 3 受講対象者

- ・介護福祉士、障害者（児）サービス事業所等で福祉サービスに従事している（又は今後従事することが決定している）介護職員等、主に在宅において、特定の者に対してたんの吸引等の行為を行う必要のある方を対象とします
- ・なお、経過措置対象者で通知の範囲に含まれない行為や、現在実施している以外の行為を行う場合についても受講対象とします。

※次の方は、本研修の受講対象となりません。

- ・特別養護老人ホーム、老人保健施設等高齢者施設等で「不特定の者」に対してたんの吸引等を行う職員
- ・個人として、特定の者に対してたんの吸引等を行おうとする者

## 4 定員 15名程度

※定員を超える申込みがあった場合は、在宅において特定の者に対してたんの吸引等を行う必要があり、現に利用者と関わっている方を優先のうえ、受講者を選考させていただきます。

## 5 研修の構成

研修は「基本研修」と「実地研修（現場演習を含む）」とで構成されます。

### （1）基本研修

#### ①日時

- ・第1日：平成30年12月 1日（土） 9：30－16：00（時刻は予定）
- ・第2日：平成30年12月 8日（土） 9：30－16：40 〃
- ・第3日：平成30年12月15日（土） 10：00－15：00 〃

#### ②場所

- ・きらめきプラザ（岡山総合福祉会館・ボランティア・NPO会館）704会議室ほか  
岡山市北区南方2丁目13-1（旧国立病院跡）

※駐車場のスペースが非常に限られていますので、公共交通機関を利用して来場してください。自家用車での来場は禁止です。）

#### ③内容

- ・第1日 ①講義：「重度障害児・者等の地域生活、制度等について」  
②講義：「呼吸について」  
③講義：「たんの吸引について」
- ・第2日 ④講義：「健康状態の把握について」  
⑤講義：「経管栄養について」  
⑥筆記試験（不合格の場合は、「演習」以降に進むことはできません）  
⑦演習：「たんの吸引・経管栄養に関する演習」
- ・第3日 ⑧演習：「たんの吸引・経管栄養に関する演習」及び実技試験

## (2) 実地研修（現場演習を含む）

基本研修の修了者は、指導看護師等の確保のうえ、その指導看護師等の指導の下、特定の利用者の居宅等で実地研修を実施していただきます。

### ①内容

- ・「たんの吸引」「胃ろう若しくは腸ろうによる経管栄養」又は「経鼻経管栄養」
- ・利用者に必要な行為を実施します。指導看護師等による評価により、問題ないと判断されるまで実施していただきます。
- ・実地研修を修了し、県に報告後、県から「修了証明書」が発行されます。

### ②実地研修に必要な事項

- ・実地研修時に受講者に対して指導を行う指導看護師等の確保
- ・指導看護師等は、自己学習により指導者養成事業を修了し受領書の交付を受けた者であること
- ・費用は、受講者側で負担（7 受講費用参照）
- ・利用者（特定の者）又はその家族の同意を得たうえで、たんの吸引又は経管栄養の実地研修を行えること
- ・かかりつけ医からの承認・指示
- ・実地研修期間中の損害賠償保険への加入
- ・基本研修の修了後、原則として平成31年3月31日までに実地研修を修了すること

## 6 注意事項

- ・基本研修の修了をもって、直ちにたんの吸引・胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養行為が可能となるものではありません。
- ・基本研修の修了後、実地研修を修了し、この研修の修了証明書を取得した後、更に県に申請して認定特定行為業務従事者認定証を取得することが必要です。また、「登録特定行為事業者」として事業所ごとに県に登録していることが必要です。
- ・この研修は、実地研修で行った「特定の者」に対する「特定の行為」を、当該「特定の者」に対して行うための従事者認定を得るためのものです。
- ・例えば、実地研修で「特定の方」に「たんの吸引」を行った場合は、「その方」には「たんの吸引」が行えますが、「別の方」には行うことはできません。また、「経管栄養」を行うことはできません。

## 7 受講費用

- ・基本研修については、無料です。
- ・実地研修の必要経費は、受講者側（受講者個人または所属事業所等）で負担してください。

## 8 申込み方法

- ・受講申込書（様式1）を平成30年11月12日（月）必着で、次の申込先に郵送又は持参してください。メールやFAXは不可です。
- ・受講申込書は、事業所ごとにとりまとめ、推薦書（様式2）を添えて提出してください。
- ・送付封筒の表に「**たんの吸引研修申込書（特定） 在中**」と赤字で明記してください。

## 9 受講決定

受講の可否について、11月22日（木）までに所属事業所あてに文書で通知します。この日までに文書が届かなかった場合は、電話で問い合わせてください。

## 10 申込み・問合せ先

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
岡山県保健福祉部 障害福祉課 障害福祉サービス班（担当者 鳥越）  
電話086-226-7345